

# 新型コロナウイルス感染症 パラナ州政府による制限措置の延長

## 2021年4月1日

・3月31日、パラナ州政府は3月5日付けで発表した政令の有効期限を4月15日まで延長し、各種制限措置を講じる旨決定しました。

・クリチバ市や周辺の一部都市については、現時点で別途適用されている制限措置（3月27日付け領事メールをご参照）が4月5日まで適用される予定です。

-----

●3月31日、パラナ州政府は州内の感染状況にかんがみて、3月5日付けで発表した制限措置（州政令7020号）の適用期間を4月15日5時まで延長する旨発表しました。当該政令による制限措置の主な内容は以下のとおりです。なお、クリチバ市やクリチバ大都市圏の一部都市については、別途適用されている制限措置（州政令7145号）が4月5日まで継続される予定です。

- 1 不要不急の夜間外出制限（20時～翌5時まで）。
- 2 20時～翌5時までの公共スペース（商業施設等も含む）におけるアルコール飲料の消費及び販売禁止。
- 3 週末における必要不可欠とされていない活動・サービスの実施を停止。
- 4 以下の業種の営業停止、施設等の閉鎖
  - ・エンターテインメント・文化関連施設（劇場、映画館、博物館、美術館、ライブハウスなど）。
  - ・レセプション等を開催するための屋内施設。
  - ・見本市や学会などを開催するための施設。
  - ・夜間娯楽施設。
  - ・人の密集を伴う集会や懇親会などイベントの実施（親族のみの懇親会等も不可）。
- 5 以下の業種、活動については、営業時間や実施形態に条件付きで可能とする。
  - ・一般商業活動：月～金、10時～17時、収容可能人数の50%まで営業可（土はデリバリー、ドライブスルー形式であれば可）。
  - ・スポーツジムなど：月～金、6時～20時、収容可能人数の30%まで営業可。
  - ・ショッピングセンター：月～金、11時～20時、収容可能人数の50%まで営業可（土はデリバリー、ドライブスルー形式であれば可）。
  - ・レストラン、バー、軽食堂など：月～金、10時～20時、収容可能人数の50%まで営業可。週末については、デリバリー形式のみ。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<http://www.aen.pr.gov.br/modules/noticias/article.php?storyid=111589&tit=Medidas-restritivas-seguem-em-vigor-no-Estado-ate-o-dia-15-de-abril>

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<http://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha#>

(問い合わせ先)  
在クリチバ日本国総領事館  
－電話 : 41-3322-4919  
－e-mail : [setorconsular@c1.mofa.go.jp](mailto:setorconsular@c1.mofa.go.jp)